

申請時に提出していただく書類（共通分）※証明書等の有効期間の基準日は提出書類の契約課到達日です。
 なお、**全ての書類について写しの提出**で構いません（原本提出は不要です。）。
 ただし、押印が必要な書類については、カラーでの提出が必要です。

書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1 川崎市競争入札参加資格審査申請書 (誓約書) ※令和7・8年度用	法人・ 個人 事業主	必ず押印してください。 ※カラーでの提出が必要です。	1部	入札情報かわさき
2 競争入札参加資格審査申請書		インターネットでの電子申請において、5/5「申請内容確認画面」を印刷したもの(※1)	1部	左記のとおり
3 暴力団排除に係る誓約書		LoGoフォームへ直接入力してください。 ※LoGoフォームでの提出が難しい場合は、必ずExcelデータで提出してください。	1部	入札情報かわさき
4 川崎市にある事務所の実態調査についての誓約書及び同意書		市内業者及び準市内業者として登録を希望する方のみが対象 ※書類の1か2に必ず○をしてください。	1部	入札情報かわさき
5 登記事項証明書 *法人のみ*発行3か月以内のみ有効	法人	法人のみ必要	1部	法務局
6 代表者印鑑証明書 *発行3か月以内のみ有効	法人	法務局に届け出た印鑑の証明書	1部	法務局
	個人 事業主	市区町村長に届け出た印鑑の証明書	1部	市区町村の 担当課
7 身分証明書 *個人事業主のみ*発行3か月以内のみ有効	個人 事業主	個人の代表者は、破産者等でないことの証明書を提出	1部	本籍地市区町村 の担当課
8 登記されていないことの証明書 *個人事業主のみ*発行3か月以内のみ有効		個人の代表者は、成年後見人・被保佐人とする記録がないことの証明書を提出	1部	法務局
9 会社概要	法人・ 個人 事業主	必ずダウンロードコーナーの様式で提出してください。記載できる範囲で記載していただければ結構です。カタログなどは不要です。	1部	入札情報かわさき
10 主観評価項目関係資料 *市内・準市内業者のみ		登録申請者のみ、別添「主観評価項目の登録申請について」により必要な書類を提出(市内業者及び準市内業者(※2)が対象)	各1	入札情報かわさき
11 使用印鑑届・委任状 ※令和7・8年度用		委任先の数に応じて、必要な部数を提出 必ず押印してください。 ※カラーでの提出が必要です。	1~3部	入札情報かわさき
12 口座振替払登録届 ※新規申請のみ		インターネット上の申請において、5/5「申請内容確認画面」にて「口座情報表示」ボタンを押して表示される画面を印刷したもの(※1)	1部	左記のとおり
13 預金通帳等の写し ※新規申請のみ		上記12「口座振替払登録届」の口座情報が確認できる部分の写しを提出	1部	御社
14 納税証明書・国税 *必ず未納税額のないことの証明を提出 *発行3か月以内のみ有効	法人	その3の3(「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)を提出	1部	税務署 ※オンラインでの交付請求についてはこちら。
	個人 事業主	その3の2(「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)を提出	1部	※その他の入手方法の詳細については国税庁のホームページを御確認ください。
15 納税証明書・川崎市税 *川崎市税に未納がないことの証明を提出 領収書などは不可。 *法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届(市税事務所の受付印が押印されたものの写し)でも可とする *発行3か月以内のみ有効	法人	〔市内業者及び準市内業者(※2)のみ提出が必要〕 ●市税納税証明書(川崎市競争入札参加資格審査申請用) 「未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)」を選択の上、申請してください。 *証明書の申請には代表者印が必要です。	1部	川崎市内の 各市税事務所
	個人 事業主	〔川崎市民の方のみ提出が必要〕 ●市税納税証明書(川崎市競争入札参加資格審査申請用) 「未納の税額がない証明(都道府県・市区町村)」を選択の上、申請してください。	1部	川崎市内の 各市税事務所
16 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入確認用提出書類 ※最新のものを提出してください。	法人・ 個人 事業主	別添「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入関係書類一覧」により必要な書類を提出(加入義務が無い場合は「届出書」を提出) ※経費の雇用保険及び社会保険の欄が「有」になっている場合は提出不要。	各1	御社
17 財務諸表 (直前決算2期分)	法人	損益計算書、貸借対照表を提出	各1	御社
	個人 事業主	確定申告の際の提出書類一式の写しを提出 ※直近2年分の確定申告書1表、2表、決算書及び貸借対照表等	各1	御社
18 許・認可証等	法人・ 個人 事業主	希望業種に必要な許認可等(コード表等資料集を要参照)を提出(有効期間があるものについては有効期間内のものを提出) ※事業協同組合については、組合員の許可証でも可とする(工事を除く)。	各1	御社
19 ISO登録証 *取得者のみ		取得者のみ、契約課到達日時点で有効期限内のものを提出	各1	御社

※1 印刷し忘れた場合には、契約課で再出力が可能ですので、あらかじめ御提出いただくことなく結構です。
 【口座振替払登録届について継続申請の場合】
 1 既に登録されている口座情報の変更はできません。したがって本書類の提出は不要です。
 2 新たに委任先を追加する場合、口座情報の登録が必要となりますので、本書類の提出が必要です。

※2 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおりです。
 ◎市内業者……本店が川崎市内にあり、かつ、書類4を提出することができる事業者
 ◎準市内業者……支店が川崎市内にあり、かつ、書類4を提出することができる事業者
 ◎市外業者……上記以外の事業者
 本店は、次のとおり定義する(工事については、(1)及び(2)を満たすこと。※業種「軽微」を除く。)
 (1) 登記簿上に記載された本店であること。ただし、個人事業主については、住所とする。
 (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により主たる「営業所」として許可を受けた事務所、又は「責任者が所在し、管理部門など本社機能を有した事務所」があること。支店は、「事務所」であること。

申請時に提出していただく書類（業者区分別）

【工事】

	書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1	経営規模等評価結果通知書（写し） （総合評定値通知書）	法人・ 個人 事業主	総合評定値Pの結果通知を受けたものを提出 （業種『軽微』を希望する場合は不要）	1部	審査行政庁
2	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 （写し可）		経審の建退共の欄が『無』になっていて加入している場合のみ提出	1部	勤労者退職金 共済機構
3	川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者指定通知書（写し）		業種『空調衛生』の種目『給排水設備』（川崎市指定）を希望する場合のみ提出	1部	川崎市上下水道局 サービス推進部 給水装置課
4	川崎市排水設備指定工事店証（写し）			1部	川崎市上下水道局 下水道部 下水道管理課
5	国土交通大臣の企業集団及び企業集団についての数値等認定書（写し）		グループ経審を受けている場合のみ提出	1部	審査行政庁

※上記1～5の書類等は、契約課到達日時点で有効期間内のものを提出してください。

【事業協同組合等】

	書類名	対象者	注意事項	部数	入手先
1	設立認可の証明書	法人	事業協同組合等、「中小企業団体の組織に関する法律」並びに「中小企業等協同組合法」に基づく組合で入札に参加することを希望する方は、左記の1～4の書類を提出	1部	所管行政庁
2	組合定款			1部	御社
3	組合役員名簿			1部	御社
4	組合員名簿			1部	御社
5	官公需適格組合証明書		なお、中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は1～6を提出を、かつ事業協同組合であり業者区分『工事』を希望の場合は1～8を提出	1部	中小企業団体中央会
6	官公需共同受注規約		1部	御社	
7	事業協同組合審査対象者名簿		1部	御社	
8	審査対象者（5社）の 経営規模等評価結果通知書（写し） <i>*合算を希望する場合のみ</i>		1部	審査行政庁	